

## 二宮町新規農業者資格認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化や後継者不足等による担い手の減少に歯止めをかけ、農業の新たな担い手の育成と確保を図り、耕作放棄地の解消、農地の保全と有効活用を図り、新規就農者を認定する基準を定める。

### (認定基準)

第2条 農業委員会は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、新規就農者に対して農業者資格を認定するものとする。なお、新規就農者とは、農地法（昭和27年法律第229号）第2条に規定する農家の世帯員及び親族、又は農業生産法人の構成員以外の者で、農業経営に対する意欲及び技術等を備えた者をいう。

(1) 以下のア～オのいずれかに該当する者であることを書面等により証明できる者

ア 認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定される就農計画の認定を受けた者をいう。）

イ かながわ農業サポーター

ウ 認定農業者等の先進農家のもとで1年以上研修を受けた者

エ 神奈川県立かながわ農業アカデミーにおいて1年以上の課程を卒業した者

オ 上記ア～エの者と同等以上の知識、技能を有すると認められ、地域の農業委員の推薦を受けた者

(2) 農業経営に必要な農機具、農業用施設等を有しているまたは賃借等により用意することが可能と認められること

(農地の賃借又は使用貸借する権利)

第3条 新規就農者が農地を賃借又は使用貸借する場合は、当初の権利設定期間を3年以内とし、新規就農後3年間に借入可能な面積の合計は50a以内とする。ただし、前条第1号アにおいて新規就農をする場合に限り、二宮町長に認められた就農計画に基づき適切であると農業委員会が判断した場合は、就農計画の達成に向け50a以上の借入が出来ることとする。

(農業者資格認定申請書の提出)

第4条 新規就農者として農業者資格の認定を受けようとする者は、就農希望地区の農業委員と調整を図り、農業者資格認定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類等を添えて農業委員会に提出しなければならない。

(1) 営農計画書(第2号様式)

(2) 第2条第1号のア～オに該当する者であることを証する書面等の写し

ア 第2条第1号アに規定するものにあつては、認定証

イ 第2条第1号イに規定するものにあつては、認定書及び農地権利設定時に締結した協定書

ウ 第2条第1号ウ及びエに規定するものにあつては、修了を証する書面等

エ 第2条第1号オに規定するものにあつては、農業に関する実績を証明できる書面及び地域の農業委員からの推薦書

(3) 自動車運転免許証の写し等の現住所が確認できるもの

(4) 受入地域における取り決め遵守の念書(第3号様式)

(審査手順)

第5条 農業委員会は、前条の農業者資格認定申請書を受理したときは、認定の可否について総会で審査するものとする。

2 前項の審査をする場合、農業委員会は、就農希望地区の農業委員より、意見を求め、また必要に応じて農業委員会において、申請者から申請内容等の確認をすることができる。

(営農計画の判断基準)

第6条 農業委員会では、営農計画が次に掲げる要件に適合するか否かを判断するものとする。

(1) 申請者の技術、経営能力及び資金計画等を総合的に勘案して実現性が高いと認められること

(2) 就農後における目標の達成に向け、適切な内容であると認められること

(3) 受入地域のルールを守り、地域の農業者との調和を図れること

(4) 新たに農業を始めるための農地が確保される見込みがあること

(認定証の交付)

第7条 農業委員会は、第5条第1項の審査により新規就農者の農業者資格を認定できることに至った場合には、速やかに申請者に農業者資格認定証(第4号様式)を交付する。

(農業委員会の責務)

第8条 農業委員会は、新規就農者に対し、農地のあっせん、助言、指導等の支援に努めなければならない。

(営農状況の報告)

第9条 新規就農者は、新規就農後3年を経過するまでの間は、営農報告書(第5号様式)により1年ごとの営農状況を農業委員会に報告するものとする。

(営農状況の確認)

第10条 農業委員会は、新規就農者が耕作する農地について定期的に営農状況の確認をし、適切に利用がなされていないと認められる場合には、助言及び指導を行うものとする。

2 農業委員会は、前項の助言及び指導を行った後も適切に農地を利用されていないと判断した場合には、農地中間管理機構に対し当該農地に設定された利用権を解除する旨の申出をすることができる。

(経営規模の拡大)

第11条 経営規模の拡大のため更に利用権の設定の申出を希望する場合、第9条による営農状況の報告によって農業委員会が適切と認めるときは、これを妨げない。

(認定の取消し)

第12条 新規就農の認定後に、申請内容に虚偽その他不正な事実が発覚したときは、認定を取り消すものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、農業者資格を認定することについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

第 1 号様式(第 4 条関係)

農業者資格認定申請書

年 月 日

二宮町農業委員会会長

申 請 書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

二宮町農業委員会における新規就農者に対する農業者資格の認定に関する要  
綱第 4 条の規定により、農業者資格の認定を受けたいので申請します。

添付書類

- ☐ 営農計画書(第 2 号様式)
- ☐ 第 4 条第 1 項第 2 号に規定する書面等の写し
- ☐ 念書(第 3 号様式)
- ☐ 自動車運転免許証の写し等 (現住所が確認できるもの)

第2号様式(第4条関係)

営 農 計 画 書

|      |  |
|------|--|
| 住 所  |  |
| 氏 名  |  |
| 電話番号 |  |
| 生年月日 |  |

1 農業従事者

| 氏 名 | 年 齢 | 続 柄 | 年間従事日数 | 備 考 |
|-----|-----|-----|--------|-----|
|     |     |     |        |     |
|     |     |     |        |     |
|     |     |     |        |     |
|     |     |     |        |     |

2 耕作地(借入地)

| 土地の表示 | 面積(m <sup>2</sup> ) | 現況地目 | 通作距離<br>(km) | 土地所有者 |
|-------|---------------------|------|--------------|-------|
|       |                     |      |              |       |
|       |                     |      |              |       |
|       |                     |      |              |       |
|       |                     |      |              |       |

3 目標とする営農類型

|  |
|--|
|  |
|--|

4 将来の農業経営の構想

|  |
|--|
|  |
|--|

5 作付け予定

| 作 目 | 作付面積 (㎡) | 時 期   |
|-----|----------|-------|
|     |          | 月 ～ 月 |
|     |          | 月 ～ 月 |
|     |          | 月 ～ 月 |
|     |          | 月 ～ 月 |

6 農業経営に必要な農機具や農業用施設等について

| 農機具及び<br>農業用施設 | 規模・構造 | 用意の方法<br>(購入、貸借等) | 備考(取得時期、事業費、<br>資金等) |
|----------------|-------|-------------------|----------------------|
|                |       |                   |                      |

7 農業技術を習得するための研修その他、就農の準備に関する事項

|             |           |         |         |
|-------------|-----------|---------|---------|
| 研修施設        | 学校・研修先の名称 | 教育・研修期間 | 教育・研修内容 |
|             |           |         |         |
| 農家等<br>実務研修 | 研修先の名称・住所 | 研修期間    | 研修内容    |
|             |           |         |         |

8 農業者資格認定を申請するにあたり、特筆すべき技能・資格等

|  |
|--|
|  |
|--|

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

二宮町農業委員会会長

念 書

このたび、農業者資格の認定を申請するにあたり、下記のことを順守し、ここに念書を提出します。

記

- ・地域の住民や農業者と協調性をもって営農に取り組みます。
- ・耕作する農地は、もとより周辺の水路、農道及び畦畔等の維持管理に努めます。
- ・営農計画書に準じて営農します。
- ・農薬の飛散防止に努めます。
- ・耕作する農地は、<sup>てんたい</sup>転貸できないことを理解しています。
- ・耕作する農地以外にみだりに立ち入ったり、地域の住民や周辺耕作者に迷惑を及ぼすことはしません。
- ・農作物栽培に必要なものを搬入したり、耕土を搬出しません。
- ・切り土や、盛り土など、農地をみだりに造成しません。
- ・隣接地との境界を把握し、管理に努めます。
- ・その他、耕作の目的に反することをしません。
- ・耕作や農地について疑義が生じた場合は、農業委員会に相談します。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

第 4 号様式（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

農業者資格認定証

様

二宮町農業委員会 会長

年 月 日に申請のありました本件につきまして二宮町農業委員会における新規就農者に対する農業者資格の認定に関する要綱第 7 条の規定により、貴殿に対して農業者資格を認定します。



第5号様式（第9条関係）

宮農報告書

二宮町農業委員会会長

當農期間

年 月から

年 月

氏 名

## 1. 「收穫実績」

| 作 目 | 作付面積(m <sup>2</sup> ) | 生産量(kg) |
|-----|-----------------------|---------|
| 合 計 |                       |         |

## 2. 「収支報告」

|       | 項 目 | 金 額(円) | 説明 |
|-------|-----|--------|----|
| 収 入   |     |        |    |
| 計 (A) |     |        |    |
| 支 出   |     |        |    |
| 計 (B) |     |        |    |

○収支 (A - B) = \_\_\_\_\_